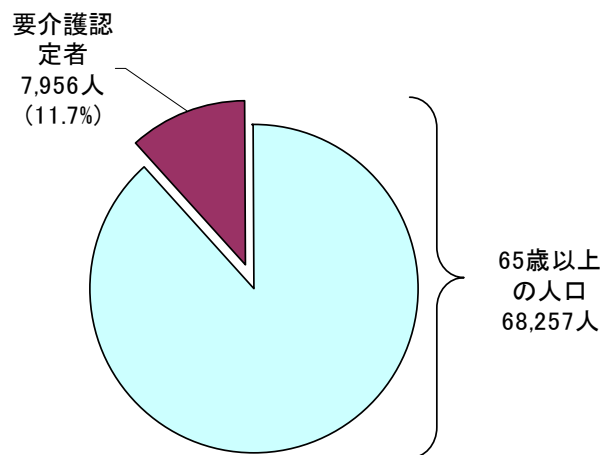


## ○ 介護が必要な高齢者の状況

### ①介護保険認定の状況

・本市の平成14年3月31日現在の要介護認定者（要支援・要介護者）数は、合計7,956人であり、65歳以上の人口の11.7%となっています。

⇒介護が必要な高齢者の割合を減らすよう努めると共に、高齢者のQOL（生活の質）を高め、生きがいづくりを進めることが課題です。



（出典：平成13年 宇都宮市介護保険事業報告）

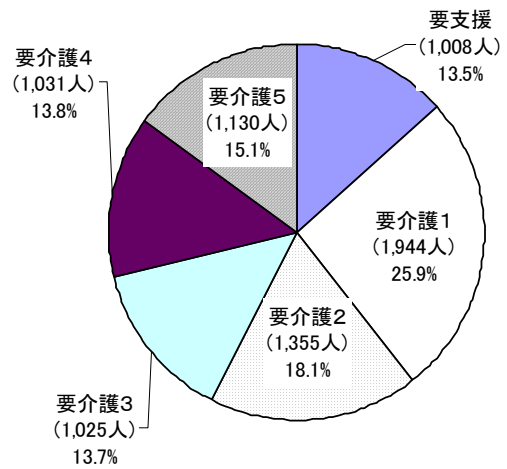
#### 《用語の説明》

9. 要介護認定 高齢者に対し、必要な介護の度合いを医療・保健・福祉の専門家で構成される介護認定審査会において判定し、その判定結果を受け、市が認定を行うことです。認定の結果によって、1か月に受けられる介護サービスの量（金額）が決まります。

## ②介護保険認定者の要介護度 10 割合

- ・要介護認定者のうち、日常生活に全面的な手助けが必要な要介護 4 以上の人が全体の 3 割弱を占めています。

⇒要介護状態の重症化を防ぐとともに、たとえ障害や介護を必要とする状態であっても、毎日を生き生きと暮らせるよう支援することが必要です。



(出典：平成 13 年 宇都宮市介護保険事業報告)

### 《用語の説明》

10. **要介護度** 介護の必要度を示すもので、「要支援」、「要介護 1」、「要介護 2」、「要介護 3」、「要介護 4」、「要介護 5」の 6 つの区分があります。「非該当（自立）」の場合は、介護保険からのサービスは受けられませんが、心身の状況などに応じて保健福祉サービスが利用できます。

＜参考＞ それぞれの区分における「状態の例」は以下のとおりです。

**要支援**：日常の生活の能力は基本的にあるが、入浴などに一部介助が必要

**要介護 1**：立ち上がりや歩行が不安定。排泄，入浴など一部介助が必要

**要介護 2**：立ち上がりや歩行などが自力では困難。排泄，入浴などで一部又は全体の介助が必要。

**要介護 3**：立ち上がりや歩行などが自力でできない。排泄，入浴，衣類の着脱などで全体の介助が必要。

**要介護 4**：排泄，入浴，衣類の着脱など，日常生活に全面的な介助が必要。

**要介護 5**：意思の伝達が困難。生活全般について前面的な介助が必要。